

事業報告書

(自 令和3年12月1日 至 令和4年11月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 清光会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 〒811-5132 長崎県壱岐市郷ノ浦町東触 1310 番地
- (3) 設立認可年月日 平成 24 年 6 月 29 日
- (4) 設立登記年月日 平成 24 年 10 月 5 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 清光会 山内眼科	長崎県壱岐市郷ノ浦町東触 1310 番地	無床
診療所	医療法人 清光会 みつしま眼科	長崎県対馬市美津島町鶏知乙 520 番地 35	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

- 令和 4 年 1 月 24 日 資金借入金の最高限度額の決定承認
- 令和 4 年 1 月 24 日 第 8 期決算の承認
- 令和 4 年 1 月 24 日 理事報酬額の承認
- 令和 4 年 11 月 30 日 来期分予算の決定承認

(3) 当該会計年度内に許可された施設

該当なし

法人名 医療法人 清光会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1310番地

貸借対照表

(令和4年11月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	161,473	I 流動負債	60,607
II 固定資産	137,330	II 固定負債	65,736
1 有形固定資産	70,775	負債合計	126,343
3 その他の資産	66,555	科目	金額
		I 基金	70,034
		II 利益剰余金	102,426
		純資産合計	172,460
資産合計	298,803	負債・純資産合計	298,803

法人名 医療法人 清光会

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1310番地

損 益 計 算 書
(自 令和 3年12月 1日 至 令和 4年11月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	440,997
2 事業費用	402,696
本来業務事業利益	38,301
事業利益	38,301
II 事業外収益	6,422
III 事業外費用	1,176
経常利益	43,547
IV 臨時収益	630
V 臨時費用	30
税引前利益	44,147
税引前当期純利益	44,147
法人税・住民税及び事業税	9,300
当期純利益	34,847

様式 2

法人名 医療法人 清光会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1310番地

財 産 目 録

(令和4年11月30日現在)

1. 資 産 額	298,803 千円
2. 負 債 額	126,343 千円
3. 純 資 産 額	172,460 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	161,473
B 固 定 資 産	137,330
C 資 産 合 計 (A+B)	298,803
D 負 債 合 計	126,343
E 純 資 産 (C-D)	172,460

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 滑光会
所在地 長崎県杵岐市郷ノ浦町東触1310

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 清光会

理事長 山 内 裕 司 殿

私は、医療法人清光会の令和4年会計年度（令和3年12月1日から令和4年11月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年1月30日

医療法人 清光会

監事 日 高 正 隆